

朝日新聞社編集部門ソーシャルメディア・ガイドライン（暫定版）

朝日新聞社はデジタル社会の進展にともない、ソーシャルメディアでの情報発信も報道の一環と位置づけ、情報空間でのいっそう重層的な発信と対話をめざして、各部門、総局、取材チームなどのグループや、記者個人によるソーシャルメディア活用を積極的に進める。本ガイドラインは、ソーシャルメディアを活用するにあたっての基本指針として、編集部門など編集・編成作業に従事する記者を対象に作成された。

■基本ポリシー

朝日新聞記者の「ソーシャルメディア」活用を支援したり運用課題を解決したりするため、本ガイドラインを策定するとともに、実際の判断・支援業務などを行うため、「ソーシャルメディア委員会」と「ソーシャルサポートチーム」を設ける。

インターネット上で不特定多数を相手に情報を発信・対話できるものを広く「ソーシャルメディア」とする。記者によるその利用・活用は、従業員就業規則、朝日新聞社行動規範、記者行動基準、社外メディアでの言論活動等に関するガイドラインの対象となる。特に、利用にあたっては以下を指針とする。

- ① ソーシャルメディアのアカウントを取得し、職務に密接に関連することを発信する場合には、記者行動基準に定めた通り、上司の承認を得る。
- ② ソーシャルメディアのなかでも、特に情報が拡散する可能性が高い媒体（ツイッターやフェイスブックなど）を使って、職務に密接に関連することを発信する場合には、「個人アカウントに関する運用指針」「グループアカウントに関する運用指針」にそれぞれしたがって、所属長を通じて会社に申請・届け出をし、必要な研修を受ける必要がある。
- ③ ②にもとづいて申請、届け出をし、ソーシャルメディア委員会によって承認された記者アカウントやグループアカウントを「公的アカウント」と呼ぶ。公的アカウントは同委員会の判断で停止・廃止を命じたりすることができる。また、公的アカウントは、原則としてリストによって読者に公開するが、同委員会の判断でリストから外すこともできる。記者が編集部門以外へ異動するときは転任先の規則に従う。
- ④ 取材情報や職務に密接に関連することを発信しない、プライベートな個人アカウントは、上記①ないし③の対象とはならないが、いかなる性格のアカウントであるか種別を問わず、記者は、自身が書いた内容が長期間、不特定多数の人に公開されることになることに留意し、冒頭の諸規則を踏まえ朝日新聞記者としての自覚を持って利用することが求められる。

■ソーシャルメディア委員会とサポートチーム

編集部門にゼネラルマネジャー（GM）を委員長とするソーシャルメディア委員会を設け、ソーシャルメディアエディターを置く。その下に、トラブル防止や運用支援にあたる

サポートチームを設け、事務局をデジタル編集部におく。

■ 情報発信の心得

- ①「公的アカウント」として発信する場合、所属や担当部門などを明記する。また、プロフィール欄に、投稿内容が朝日新聞を代表するものではないことを記す。
- ②市民としての常識や品位、節度を大切にすることはもちろんのこと、朝日新聞記者として高い倫理をもち、やりとりが建設的なものになるよう努める。
- ③事実と意見を分けて書くよう努める。発言の裏付けとなる客観的事実、科学的根拠、論理性に気を配り、「知らない」ことについて謙虚さを忘れず、つねに学ぶ姿勢を保つ。
- ④意見が対立したり、けなされたりしたときは即答は避け、気持ちを落ち着けてから対応する。気になる批判や中傷、誤解などへの対応はサポートチームに相談する。
- ⑤情報源など職務上の秘密や、取材先との信頼関係にかかわる内容は書かない。
- ⑥朝日新聞社を含む、第三者の著作権を侵害しない。また、個人情報の漏えいにつながることを書かない。

■ 読者のみなさまおよびソーシャルメディアご利用のみなさまへのご案内とお願い

ソーシャルメディアの特質上、公的アカウントであっても、発信する情報は朝日新聞社の公式見解・発表を表すものではありません。また、個々のアカウントに見解をお尋ねいただいても、お答えできない場合があります。朝日新聞社としての公式な発表・見解の発信は、広報部を通じて、朝日新聞紙面および、当社のウェブサイト、プレスリリースなどで行っています。ご理解いただくようお願いいたします。